



ひとり親家庭の 皆さんへご案内



うるま市にお住まいのひとり親家庭の方を対象とした市や県等の支援制度について紹介します。制度の利用については、制度毎に条件が異なり、申請が必要です。希望する制度がございましたら、ホームページ又は担当部署までお問合せ下さい。

1 経済的なサポート事業

	事業名	内 容	受付窓口
1	児童扶養手当	ひとり親家庭、父又は母が重度障害の状態にある家庭、父母以外の養育者に養育されている児童を対象に、18歳到達後の最初の3月分まで(心身に中程度以上の障害がある場合は20歳となった月まで)支給します。ただし、所得制限や資格要件等があります。 ★手当の額(月額) ・全部支給:43,070円 ・一部支給:43,060円～10,160円	うるま市役所 こども家庭課 (TEL 973-4983) 本庁東棟2階
2	特別児童扶養手当	身体や精神に中程度以上の障害がある20歳未満のお子さんを扶養している父母又は養育者に支給します。(ただし、施設に入所している方は対象外です。又所得制限や資格要件等があります。) ★手当の額(月額) ・1級該当の児童1人につき:52,400円 ・2級該当の児童1人につき:34,900円	うるま市役所 こども家庭課 (TEL 973-4983) 本庁東棟2階
3	障害児福祉手当	在宅の20歳未満であって、著しく重度の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方。(ただし、施設に入所している方は対象外です。) ★手当の額(月額) ・対象児童1人につき:14,850円	うるま市役所 障がい福祉課 (TEL 973-5452) 本庁東棟1階
4	児童手当	中学3年生までの児童を養育している全ての世帯に支給されます。 ★手当の額(月額) ・児童1人につき:10,000円～15,000円 ※前年度の所得が制限額以上の場合は支給されません。	うるま市役所 こども家庭課 (TEL 973-4983) 本庁東棟2階
5	母子及び父子家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭をはじめ、下記対象者が受けた医療費(健康保険適用分)の一部を助成します。ただし、所得制限や資格要件等があります。 ★対象者 ①市内に住所がある児童扶養手当受給者 ※ 公的年金受給者で児童扶養手当を受給できない場合も対象となります。 ②母子家庭の母と児童(父に重度障害のある家庭を含む) ③父子家庭の父と児童(母に重度障害のある家庭を含む) ④養育者が養育する父母のいない児童 ★助成の範囲 ・対象者1名につき、1か月につき1つの医療機関と薬局調剤分を合算して1,000円を超えた分を助成 ・高額療養費、家族療養附加金の適用がある場合はその分を除いた金額を助成 ※ 検診、予防接種、診断書料は保険適用外の自費分は助成対象外となります。	うるま市役所 こども家庭課 (TEL 973-4983) 本庁東棟2階
6	こども医療費助成	義務教育終了までの、こどもの医療費(健康保険適用分)の一部を助成します。 ★助成範囲 ・出生から中学生卒業まで:健康保険適用分は自己負担無し。	うるま市役所 こども家庭課 (TEL 973-4983) 本庁東棟2階

経済的なサポート事業

	事業名	内 容	受付窓口
7	沖縄県バス通学費等支援事業 (バス・モノレール通学費支援)	意欲ある生徒が安心して教育を受けられるよう、「児童扶養手当」や「母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯」、または「都道府県民税及び市町村住民税所得割非課税世帯」等を対象にバス・モノレール通学費を支援(無料化)します。 県内の県立高校(全日制・定時制)、県立中学校、国立高等専門学校(1～3年)、私立高校、私立中学校に在籍する中学生 ※他の制度で通学費支援対象となっている場合は対象外となります。	【国公立】 沖縄県教育支援課(バス通学支援専用ダイヤル) (TEL 866-2116) 【私立】 沖縄県総務私学課 (TEL 866-2074)
8	就学援助制度	経済的な理由によって就学困難と認められるご家庭に学用品費等の一部を援助します。	うるま市役所 学務課 (TEL 923-2159) 本庁西棟3階

2 貸付事業(無利子又は低利子のローン)

	事業名	内 容	受付窓口
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子及び父子家庭や寡婦に対して、子どもの進学に係る就学支度資金、修学資金など、12種類の貸付を行っています。	うるま市役所 子ども家庭課 (TEL 973-4983) 本庁東棟2階
2	ひとり親関連貸付制度	ひとり親家庭の方が「教育のために利用する資金」、「新たに開業する場合の資金」について利率を引き下げています。	沖縄振興開発金融公庫 (TEL 941-1830)

3 就職のためのサポート事業

	事業名	内 容	受付窓口
1	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者等に対し、生活の状況、就業への意欲、資格取得への取組み等について状況把握を行い、個々に応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定します。	うるま市役所 子ども家庭課 (TEL 973-4983) 本庁東棟2階
2	ひとり親家庭住宅支援資金貸付	自立に向けて取り組むひとり親家庭への家賃の支払いを支援します。 ★住宅の家賃月額上限4万円×最長12ヶ月 ※母子父子自立支援プログラムの策定を受けている方が対象	沖縄県 母子寡婦福祉連合会 (TEL 887-4099)
3	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親が、雇用保険制度の指定講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部を支給します。※所得制限があります。 ★給付額 受講料の6割相当額 上限200,000円(一般教育訓練の場合)	うるま市役所 子ども家庭課 (TEL 973-4983) 本庁東棟2階
4	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親が就職に有利な資格取得のため1年以上養成機関で修学する場合に生活費を支給します(4年間まで)。※所得制限があります。 (令和4年度に限り、6ヶ月以上の一部民間資格も対象になります。詳しくは子ども家庭課までお問い合わせください。) ★給付額 非課税世帯:月額100,000円 課税世帯:月額70,500円	うるま市役所 子ども家庭課 (TEL 973-4983) 本庁東棟2階
5	沖縄県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を受けているひとり親に対し、入学準備金及び就職準備金を貸付けます。資格取得後5年間従事で返済免除。 ★貸付金額 入学準備金:上限500,000円 就職準備金:上限200,000円	沖縄県 母子寡婦福祉連合会 (TEL 887-4099)
6	就労支援	就職活動への不安、将来に備えて仕事を選択したい等、就労に向けた支援をします。就労支援を希望する方の生活状況やこれまでの職業、就職希望について聞き取りし、ハローワークへ支援依頼をします。	うるま市役所 子ども家庭課 (TEL 973-4983) 本庁東棟2階
7	うるま市就労支援事業(街角コンタクトセンター設置運営事業)	就職に関する相談、情報の提供等 ・就職相談、応募書類の添削、面接対応、セミナーの案内等	就活サポートであえ～る いちゅい具志川じんぶん館 (TEL 923-1507)
8	沖縄県ひとり親家庭技能習得支援事業	ひとり親に対し、経理事務資格取得講座を実施します。 ※所得制限があります。	沖縄県 青少年・子ども家庭課 (TEL866-2174)

4 住まいのサポート事業

	事業名	内 容	受付窓口
1	ひとり親家庭生活支援事業	さまざまな課題を抱えているひとり親家庭に対して民間アパートを借り上げし、住宅支援や就労、子育て支援等を総合的に行います。 ・ 支援期間：原則1年 ・ 居室数：概ね10世帯 ・ 居室場所：拠点事務所近隣 ※拠点事務所にて相談、申請手続きを行いその後の審査で決定します。	マザーズスクエア うるはし (TEL 972-7900)
2	生活困窮者に対する住居確保給付金	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者に対して有期(原則3ヶ月・最長9ヶ月)で家賃相当額を支給します。	うるま市就職・生活支援 パーソナルサポートセンター (TEL 939-3972)

5 育児・家事等のサポート事業

	事業名	内 容	受付窓口
1	ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助	うるま市に保育所の利用を申し込んだが、定員に空きがない等の理由で認可外保育施設を利用している「ひとり親家庭等」の生活安定と自立を図る目的で、認可外保育施設利用料の補助を行います。 ※幼児教育・保育無償化の対象となっている世帯は対象外です。 ★補助額：最大33,000円	うるま市役所 保育こども園課 (TEL 973-5427) 本庁東棟2階
2	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センターの育児サポート利用時に、非課税世帯に対する利用料助成を行います。 ★助成額：最大10,000円	うるま市ファミリー・ サポート・センター (TEL 973-5427)
3	ひとり親家庭等日常生活支援事業(ヘルパー派遣)	ひとり親または寡婦が病気や就労のため、一時的に家事援助や未就学児の保育などのサービスが必要となった時に、家庭生活支援員(ヘルパー)を居宅等に派遣します。事前に申請・登録が必要です。	うるま市役所 こども家庭課 (TEL 973-4983) 本庁東棟2階
4	放課後児童クラブひとり親等支援事業	うるま市内に住所を有し、市内の放課後児童クラブを利用している方で次のいずれかの要件に該当する世帯 ・ 児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成の受給者 ・ 生活保護受給者 ★減免額：利用している放課後クラブが定める利用料の2分の1の額(上限月額5,000円) ※減免後の利用料を放課後児童クラブへお支払いいただくことになります。	うるま市役所 こども家庭課 (TEL 973-4983) 本庁東棟2階
5	要支援児童等世帯支援事業	うるま市に住所を有し、かつ18歳未満の児童のいる世帯で、下記のいずれかに該当する世帯を対象に食料支援を行います。 (対象1) こども家庭課が支援している要支援児童等のいる家庭 (対象2) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業、求職等で収入が減少及び食料支援等が減少している世帯 (対象3) 生活保護申請中の世帯 ★利用できる期間 利用期間は原則3ヶ月以内とし、1ヶ月に1回の利用とする。ただし、やむをえない事情があると判断された場合は、期間を延長することができる。	うるま市役所 子育て世代包括支援 センター (TEL 973-5041) 本庁東棟2階

6 困ったときの相談窓口

1	児童扶養手当をはじめ、ひとり親に関する制度の疑問やお悩み等の相談に応じます。 ◆うるま市役所 こども家庭課 ひとり親支援係 (TEL 973-4983) 月～金 8:30～17:15
2	0歳から18歳までの子どもに関する様々な相談に応じます。 ◆うるま市役所 子育て世代包括支援センター 家庭児童相談室 (TEL 973-5041) 月～金 8:30～17:15
3	配偶者からの暴力・夫婦の不和など、女性の抱えている悩みについて女性相談員と一緒に考えます。 ◆うるま市役所 子育て世代包括支援センター 女性相談 (TEL 973-5041) 月～金 8:30～17:15
4	24時間年中無休で子ども虐待の通報や電話相談に応じます。 ◆沖縄県中央児童相談所内 子ども虐待ホットライン (TEL 866-2900) 24時間対応
5	母子保健相談、こんにちは赤ちゃん訪問・新生児家庭訪問、乳幼児健診、未熟児養育医療、妊婦の健康診断・栄養相談、こども健康相談・栄養相談、予防接種・感染症予防、健康増進計画(母子保健計画)に関するお問い合わせ ◆うるま市役所 子育て世代包括支援センター (TEL 989-0220) 月～金 8:30～17:15
6	親子健康手帳(母子手帳)交付、 産前産後サポート事業【訪問型(電話・訪問)、デイサービス型(でまえだいきin)、産後ケア事業】に関するお問い合わせ ◆うるま市役所 子育て世代包括支援センター (TEL 989-0220) 月～金 8:30～17:15